

## 「鉄骨製作管理技術者教本 2023年版（第3刷）」正誤表

頁	訂正箇所	誤	正
29	下から4行目	<b>JIS規格品</b>	<b>JISの規格品</b>
29	下から3行目	<b>JIS規格品</b>	<b>JISの規格品</b>
30	下から19行目	(3) 溶接構造用圧延鋼材 (SM 材) 引張強さ… (中略) …溶接性に優れているが、 <b>SN 材と異なり炭素当量は規定されていない。</b>	(3) 溶接構造用圧延鋼材 (SM 材) 引張強さ… (中略) …溶接性に優れているが、 <b>400N/mm<sup>2</sup>級、490N/mm<sup>2</sup>級では、SN 材と異なり受渡当事者間の協定によって熱加工制御を行った場合を除いて炭素当量は規定されていない。</b>
30	下から2行目	<b>JIS規格品</b>	<b>JISの規格品</b>
31	19行目	<b>JIS規格</b>	<b>JIS</b>
44	8行目	<b>JIS規格品</b>	<b>JISの規格品</b>
50	下から8行目	<b>JIS規格</b>	<b>JIS</b>
53	3行目	2) 部分溶込み溶接 図 1.4.18 に示すように、板厚方向の <b>溶込み</b> が部分的なものをいい、…	2) 部分溶込み溶接 図 1.4.18 に示すように、板厚方向の <b>開先深さ</b> が部分的なものをいい、…
88	表 2.1.1 2列目 第8項目	関連 <b>JIS規格</b>	関連 <b>JIS</b>
106	9行目	<b>JIS規格適合品</b>	<b>JIS適合品</b>
106	10行目	関連 <b>JIS規格</b>	関連 <b>JIS</b>
113	7行目	<b>JIS規格値</b>	<b>JISの規格値</b>
129	下から3行目	<b>JIS規格品</b>	<b>JISの規格品</b>
130	表 2.3.11 表題	溶接材料の <b>JIS規格品</b>	溶接材料の <b>JISの規格品</b>
130	表 2.3.11 列見出し	<b>JIS規格</b>	<b>規格番号</b>
130	1行目	<b>JIS規格</b>	<b>JIS</b>
130	下から11行目	<b>JIS規格品</b>	<b>JISの規格品</b>
179	下から8行目	<b>JIS規格</b>	<b>JIS</b>
184	8行目	<b>仕組</b>	<b>仕組み</b>
194	下から6行目	<b>JIS規格</b>	<b>JIS</b>
194	下から4行目	<b>JIS規格下限値</b>	<b>JISの規格下限値</b>
263	下から7行目	<b>JIS規格</b>	<b>JIS</b>
271	19行目	<b>JIS規格値</b>	<b>JISの規格値</b>
281	20行目	<b>角形鋼管柱</b> 溶接角部	<b>角形鋼管</b> 溶接角部
282	6行目～9行目	…なお、現場溶接を… (中略) …を構成する。	… (削除)
341	表 6.2.4 令第 69 条 3行目	構造用 <b>ケーブル</b>	構造用 <b>ケーブル</b>

# — 法改正による記載変更 —

令和7年国土交通省告示第215号（令和7年4月1日施行）により、平成12年建設省告示第1456号が一部改正されました。それに伴い p.350~351 「付録2：平成12年建設省告示第1456号（抜粋）」は以下の通り記載変更となります。

（※赤字部分が記載変更箇所）

## 第6編 建築法規

### 付録2：平成12年建設省告示第1456号（抜粋）

#### ○鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件

（制定：平成12年5月31日建設省告示第1456号）

（改正：令和7年3月27日国土交通省告示第215号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第66条の規定に基づき、鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を次のように定める。

1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第66条に規定する国土交通大臣が定める基準は、次の各号に掲げる柱の脚部の構造に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 露出形式柱脚 次のイからハまで（令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合にあっては、ロ及びハ）に掲げる基準に適合すること。

イ. アンカーボルトが当該柱の中心に対して均等に配置されていること。

ロ. アンカーボルトには座金を用い、ナット部分の溶接、ナットの二重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止めを施したものであること。

ハ. アンカーボルトの基礎に対する定着長さがアンカーボルトの径の20倍以上であり、かつ、その先端をかぎ状に折り曲げるか又は定着金物を設けたものであること。

ただし、アンカーボルトの付着力を考慮してアンカーボルトの抜け出し及びコンクリートの破壊が生じないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

二. 柱の最下端の断面積に対するアンカーボルトの全断面積の割合が20%以上であること。ホ. 鉄骨柱のベースプレートの厚さをアンカーボルトの径の1.3倍以上としたものであること。

ヘ. アンカーボルト孔の径を当該アンカーボルトの径に5mmを加えた数値以下とし、かつ縁端距離（当該アンカーボルトの中心軸からベースプレートの縁端部までの距離のうち最短のものをいう。以下同じ。）を次の表に掲げるアンカーボルトの径及びベースプレートの縁端部の種類に応じてそれぞれ次の表に定める数値以上の数値としたものであること。

アンカーボルトの径 d (単位 mm)	縁端距離 (単位 mm)	
	せん断縁又は手動ガス切断縁	圧延縁、自動ガス切断縁、のこ引き縁又は機械仕上げ縁等
$d \leq 10$	18	16
$10 < d \leq 12$	22	18
$12 < d \leq 16$	28	22
$16 < d \leq 20$	34	26
$20 < d \leq 22$	38	28
$22 < d \leq 24$	44	32
$24 < d \leq 27$	49	36
$27 < d \leq 30$	54	40
$30 < d$	$\frac{9}{5}d$	$\frac{4}{3}d$

この表において、d は、アンカーボルトの径 (単位 mm) を表すものとする。

二 根巻き形式柱脚 次のイからハまで（令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合にあっては、ハ）に掲げる基準に適合すること。

- イ．根巻き部分（鉄骨の柱の脚部において鉄筋コンクリートで覆われた部分をいう。ロ及びハにおいて同じ。）の高さは、柱幅（張り間方向及び桁行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。次号イ及びハにおいて同じ。）の2.5倍以上であること。
- ロ．根巻き部分の鉄筋コンクリートの主筋（以下「立上り主筋」という。）は4本以上とし、その頂部をかぎ状に折り曲げたものであること。この場合において、立上り主筋の定着長さは、定着位置と鉄筋の種類に応じて次の表に掲げる数値を鉄筋の径に乗じて得た数値以上の数値としなければならない。ただし、その付着力を考慮してこれと同等以上の定着効果を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

定着位置	鉄筋の種類	
	異形鉄筋	丸鋼
根巻き部分	25	35
基礎	40	50

ハ．根巻き部分に令第77条第2号及び第3号に規定する帯筋を配置したものであること。ただし、令第3章第8節第1款の2に規定する保有水平耐力計算を行った場合においては、この限りでない。

三 埋込み形式柱脚 次に掲げる基準に適合すること。ただし、令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合は、この限りでない。

- イ．コンクリートへの柱の埋込み部分の深さが柱幅の2倍以上であること。
- ロ．側柱又は隅柱の柱脚にあっては、径9mm以上のU字形の補強筋その他これに類するものにより補強されていること。
- ハ．埋込み部分の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが鉄骨の柱幅以上であること。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法は、当該建築物に作用する荷重及び外力に対して構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、前項の基準によらないことができる。

- 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第2項、第6項又は第7項に規定する建築物（同法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物を除く。）
- 二 コンテナその他これに類するものを利用した建築物のうち、階数が1であるもの